

旭町児童館ってどう利用するの？



- 1.利用できる人** 18歳未満の児童（※未就学児は保護者同伴です）
- 2.開館日・時間** **開館日**：月～土 午前10時～午後5時30分
（※11月、12月は午前10時～午後5時）
休館日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

3.利用するには…？

- ①「**児童館利用登録書**」を記入して、旭町児童館に提出してください。
（利用料金は無料です。提出日から利用できます。）
- ②原則的には、**下校後、一旦自宅に帰ってから**児童館に遊びに来てください。
ただし、申請があれば学校から直接児童館に来て利用することもできます。
（「**帰宅途中での児童館利用申出書**」の提出が必要です。）
- ③**手洗い用ハンカチの携帯、外遊び時の帽子と靴の着用**が必要です。忘れた時は、原則として家に取りに帰ってもらいますが、取りに帰られない事情がある場合は貸し出しを行います。

4.その他

- 土曜日や学校行事の振替休日などに、やむを得ない理由でお昼に一時帰宅ができない場合のみ、児童クラブと一緒に昼食を摂ることを許可しています。予めご相談の上、「**昼食時利用申出書**」を提出してください。
- おやつ、おもちゃは持って来られません。**スマホ、お金などを持って来た場合は、事務室でお預かりします。
- マスク着用は個人の判断にゆだねます。**ただし発熱や呼吸器症状がある場合には、児童館の利用はご遠慮ください。また基本的な感染症対策（3密の回避など）にも、ご協力ください。

旭町児童館ってこんなところ！

★年間を通して様々な行事を実施しています。（自然体験や異年齢世代間交流も♪）
（毎月発行の児童館だよりで、案内しています。ぜひご参加ください！）

★館庭、集会室、図書室、遊戯室があり、それぞれの部屋を使って遊んだり、勉強をしたりすることができます。

- 屋外・・・ボール遊び、一輪車、おにごっこ、砂場遊び、すべり台遊びなど。
- 屋内・・・折り紙、ぬりえ、ブロック、トランプ、カプラ、卓球、将棋、工作、こま回し、本読み、勉強など。

～児童館とは？～

児童館は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童厚生施設です。（児童福祉法第40条）子どもたちが遊びをとおして自主性、社会性、創造性を育み、異年齢の仲間づくりが推進されるよう支援しています。

★提出書類について★

- ◎書類はすべて、旭町児童館にあります。（①と②は、宮崎市のHPからダウンロード可能）
- ◎自動更新ではありません。利用される方は、**毎年**書類の提出をお願いします。

①児童館利用登録書

②帰宅途中での児童館利用申出書

③昼食時利用申出書

※**全員提出してください。**

必要な方のみ配付・提出

必要な方のみ配付・提出



旭町児童クラブ

対象：広瀬小学校に在学する
1年生から6年生の児童

利用日時：①平日→下校時から午後6時。
②土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日
→午前8時～午後6時

※利用希望の方は、**宮崎市へ申請が必要です。**
宮崎市生涯学習課までお問い合わせいただくか、
児童クラブ職員にお声がけください。

*旭町児童館は、宮崎市の指定管理を受けて「NPO法人ドロップインセンター」が運営しています。

ぜひ気軽に遊びにきてください♪



♪併設施設の紹介

佐土原地域子育て支援センター

対象：乳幼児とその保護者、妊婦

利用日時：月・火・木・金・土
午前10時～午後3時30分

お問い合わせ：電話（0985）73-6755

子育て中の親子や妊婦さんが気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みの相談ができるところです。

